

老発 1203 第 4 号
令和 6 年 12 月 3 日

各都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

認知症施策推進基本計画の策定について (通知)

政府においては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づき「認知症施策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、同条第 3 項に基づき本日（令和 6 年 12 月 3 日）に閣議決定したところである。

基本計画は、令和 6 年 12 月から令和 11 年度までのおおむね 5 年間を対象期間として、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的方向について定めるものであるとともに、法第 12 条第 1 項において都道府県が策定するよう努めなければならないとされている「都道府県認知症施策推進計画」（以下「都道府県計画」という。）及び第 13 条第 1 項において市町村が策定するよう努めなければならないとされている「市町村認知症施策推進計画」（以下「市町村計画」という。）の基本となるものである。

各都道府県におかれては、基本計画を基本とし、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項に規定する「医療計画」、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第 1 項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 9 第 1 項に規定する「都道府県老人福祉計画」及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 118 条第 1 項に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」等との調和を図るとともに、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めながら、都道府県計画を策定し、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施されるようお願いしたい。

また、各市町村におかれても、基本計画及び都道府県が策定した都道府県計画を基本とし、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する「市町村地域福祉計画」、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条第 1 項に規定する「市町村介護保険事業計画」等との調和を図るとともに、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めながら、市町村計画を策定し、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施されるようお願いしたい。

事務連絡
令和6年12月3日

都道府県
各 高齢者保健福祉主管部（局）御中
市町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

認知症施策推進基本計画策定後の対応について

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき作成する「認知症施策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）について、本日閣議決定されたところであり、その概要については、「認知症施策推進基本計画の策定について（通知）」（令和6年12月3日老発1203第4号厚生労働省老健局長通知）により、通知したところです。また、当該通知において、法の規定に基づき都道府県及び市町村では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現に向けて、「都道府県認知症施策推進計画」、「市町村認知症施策推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定するよう努めることとされている旨をお知らせしたところですが、策定に当たっては、下記の事項に留意の上、進めていただきますようお願いいたします。

記

1 推進計画策定に当たっての留意事項

- (1) 基本計画の策定に当たっては、認知症施策推進関係者会議において、認知症の人とその家族等に参画いただいたところですが、推進計画の策定に当たっても、同様に、当事者の方に参画いただき、その声を尊重しながら、認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立って、取り組んでいただくことが重要です。
- (2) 認知症施策が総合的な取組として行われるよう、都道府県・市町村内における保健・医療・福祉・教育・地域づくり・雇用・交通・産業等の担当部局同士が緊密に連携し、それぞれが責任を持って取り組むとともに、都道府県及び市町村の関係部局が連携しながら、総合的に取組を推進することが重要です。
- (3) 推進計画の策定に当たっては、基本計画に記載のとおり、推進計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合

に、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとしておりますので、各都道府県・市町村におかれましては、その実情に応じた推進計画の策定をお願いします。

2 認知症の人とその家族等の参画の推進に向けた留意事項

- (1) 認知症の人とその家族等に参画いただくためには、まずは、都道府県、市町村の行政職員が、認知症カフェへの参加など地域における様々な機会を捉え、認知症の人やその家族等と出会い、対話をすることで、認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要です。
- (2) その上で、認知症地域支援推進員等が中心となって、ピアサポート活動等地域における認知症の人やその家族等の活動を支援し、本人ミーティング等の当事者からの発信につなげていきます。
- (3) その際、認知症の人とその家族等の参画をについて、意見聴取にとどめるのではなく、行政職員が認知症の人やその家族等の活動の現場に出向くこと等により、認知症の人やその家族等と対話し、意見交換を行うことで、認識を共有することが重要です。基本計画では、こうした取組を通じて、施策を立案、実施、評価するために、以下の観点から都道府県計画又は市町村計画を策定することが望ましいとされています。
 - ・ 「新しい認知症観」の実感的理解
 - ・ 自分が認知症になってからも、安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる地域づくり
 - ・ 認知症の人の自立生活や社会参加等を阻むハード・ソフト両面にわたる社会的障壁の解消と合理的配慮
 - ・ 共生社会の具体的なビジョンの共有と、地域の実情や地域特性に応じた認知症施策の創意工夫

3 推進計画策定に当たっての照会窓口等

- (1) 基本計画を踏まえた推進計画の策定に向けた準備や検討にあたり、都道府県・市町村からの個別相談を受け付ける相談窓口を設けており、別紙のとおり、有識者の方にも協力いただき御相談に応じることとしておりますので、積極的に活用下さい。
- (2) 都道府県・市町村が推進計画を策定する際の留意点等をまとめた手引きを今年度末までに作成し、周知することを予定しています。

【照会先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

担当：齋田、西江、大村

Tel：03-5253-1111 内線(3973)

Mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業者に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考える認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数